

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：火薬類取締法
根拠条項：第24条第1項
処分の概要：猟銃用火薬類等の輸入の許可
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
法令の定め： 火薬類取締法第24条第1項・第2項（猟銃用火薬類等の輸入の許可）、同第50条の2（猟銃用火薬類等の特則）、同第57条第2項（権限の委任） 火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等）、同第18条（権限の委任） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第3条第2項・第3項、同第9条第1項（輸入の許可の申請）、同第13条（申請及び届出の手續） 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する申請書等の部数を定める規則
審査基準： 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を輸入しようとする場合等火薬類の輸入の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標準処理期間： 5日（行政庁の休日は含まない。）
申請先： 申請書は、火薬類の陸揚地を管轄する警察署の生活安全課（係）の窓口へ提出してください。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110） 火薬類の陸揚地を管轄する各方面本部の生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））
備考：